

城陽市農業委員会委員募集要項

城陽市農業委員会の委員を任命するため、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關し、その職務を適切に行うことができる方を下記のとおり募集します。

1 募集人員

14名

2 任用期間

令和8年8月8日から令和11年8月7日まで

3 身分

城陽市の特別職の非常勤職員

4 業務内容

- (1) 農地の転用、権利移動等の農地法に基づく業務（毎月1回）
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に関する業務
- (3) 耕作放棄地の発生の防止、解消の推進に関する業務ならびに新規参入の促進等に関する業務（随時）など

5 報酬

月額22,000円（会長は別途規定）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者で、推薦又は応募の日において次のいずれにも該当しない者。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦する者の資格

推薦の日において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 個人による推薦 市内に居住する者であること。
- (2) 法人による推薦 市内に本店若しくは支店を有する法人又は前号の要件を満たす者3人以上が構成員となっている法人であること。
- (3) 団体による推薦 市内に居住する者3人以上で構成された市内に所在する団体（団体の所在、代表者、構成員、設立目的

及び決算方法の定めがある団体に限る。) であること。

8 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、(2)の期間内に(3)の必要書類を添えて、郵送又は持参により城陽市まちづくり活性部農政課までご提出ください。所定の様式は農政課窓口へ備え付けるほか、城陽市ホームページからもダウンロードできます。

なお、提出された書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び募集の様式

区分	様式
個人による推薦	別記様式第1号：推薦書・個人用
法人又は団体による推薦	別記様式第2号：推薦書・法人等用
応募	別記様式第3号：応募書

(2) 推薦及び募集の受付期間

令和8年2月2日(月)から3月2日(月)午後5時15分必着

※郵送される場合は消印有効ではありません。

(3) 必要書類

- ① 推薦を受ける者及び応募する者の住民票(発行後3ヶ月以内のもの)
- ② 推薦する者が法人又は団体(以下、「法人等」という。)の場合、当該法人等の定款及び規約等の写し
- ③ 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等(注1)の場合、そのことを証する書類(当該書類を提出できない場合、関係行政機関へ認定農業者等に該当の有無を確認する場合があります。)

注1 城陽市では、管内の認定農業者の数が農業委員の定数の30倍を下回るため、「認定農業者等」に下記の者を含みます。

- ① 認定農業者である個人及び認定農業者である法人の業務を執行する役員又は法令で定める使用人
- ② 農業委員会に関する法律施行規則第2条第1号イ～ヌに掲げられているもの

9 応募者の選考

農業委員の任命のために市議会の同意を求める対象者は、市役所に設置する「農業委員選考委員会」において、提出書類等をもとに選考します。

なお、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1名以上選考します。また、必要に応じて面接等を実施する場合があります。

10 推薦及び応募の状況の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとにホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦する者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦する者(法人等)については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者等の該当の有無
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦する者が推薦を受ける者について城陽市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が城陽市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒610-0195

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市まちづくり活性部農政課（市役所本庁舎2階）

電話番号：0774-56-4005